

第15回幕別町・忠類村合併協議会資料

協議第18号	高齢者福祉事業の取扱いについて	1 ページ
協議第36号	住民自治充実のための取扱いについて	19ページ
協議第37号	一部事務組合等の取扱いについて	23ページ
協議第38号	事務組織及び機構の取扱いについて	36ページ
協議第39号	町・字名の区域及び名称等の取扱いについて	43ページ
協議第40号	消防組織の取扱いについて	47ページ
協議第41号	環境衛生事業の取扱いについて	52ページ
協議第42号	その他福祉事業の取扱いについて	58ページ
協議第43号	その他事業の取扱いについて	67ページ

「協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p>— 合併時に再編するもの</p> <p>— <u>合併時までに調整するもの</u> 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの</p> <p>3 <u>在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</u></p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。</u></p> <p>(2) <u>地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p>— <u>合併時に統合するもの</u></p> <p>— 合併時に再編するもの</p> <p>新町において調整するもの 合併時に廃止するもの</p> <p>3 <u>デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>4 <u>在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。</u></p> <p>(2) <u>地域型支援センターについては、幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
独居老人等ふれあい訪問事業	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者在宅訪問（お元気ですか訪問）サービス事業 ・事業内容 おおむね2週間に一度を限度に利用者の居宅を訪問することにより、利用者の安否を確認するとともに、励まし勇気づけを通して住み慣れた地域での生活の継続に資する。 ・対象者 65歳以上の独居者 その他必要と認められる者 <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅福祉サービス事業 ・事業内容 1日1回、週6回を限度に乳製品等を持って訪問し、友好的な人間関係の形成に努めながら安否、健康状態、防犯状況、火気及びガス取扱状況等についての確認を行う。 ・対象者 おおむね65歳以上の独居者 おおむね65歳以上を含む夫婦世帯で、身体又は精神的になんらかの援護を必要とする者がいる世帯 その他社協会長（事業委託先）が認めた世帯 <p>【友愛訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 友愛訪問事業 ・事業内容 毎年12月に、老人クラブ連合会の協力により対象者宅の訪問を行うことにより、高齢者相互のふれあいと友愛を深め福祉の向上を図る。なお、訪問時に村からの慰問品の贈呈を依頼している。 ・対象者 70歳以上のひとり暮らしや寝たきり、傷病等の理由により自宅にいがちな高齢者で、民生児童委員協議会の意見を参考にして選考された者（世帯） 	<p>訪問サービス事業については、<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u> 友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>	<p>訪問サービス事業については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																
し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生活保護法による被保護世帯 重度心身障害者在宅世帯 母子・父子世帯 65歳以上の独居老人世帯 世帯全員が70歳以上の老人世帯 については、全世帯対象だが、～ については、村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯を対象としている。 ・助成金額 <table border="0"> <tr> <td>汲取料（全世帯）</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>570円/月</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>230円/月</td> </tr> <tr> <td>下水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>650円/月</td> </tr> <tr> <td>その他の世帯</td> <td>260円/月</td> </tr> <tr> <td>個別排水処理施設使用料</td> <td>260円/月</td> </tr> </table> 	汲取料（全世帯）	全額	水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	570円/月	その他の世帯	230円/月	下水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	650円/月	その他の世帯	260円/月	個別排水処理施設使用料	260円/月	事業のあり方について、合併時までに調整する。	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、忠類地区の対象者に助成する金額を段階的に調整し、平成21年3月31日をもって廃止する。</p> <p>忠類地区の助成金額 平成18年度 現行の助成金額の75% 平成19年度 現行の助成金額の50% 平成20年度 現行の助成金額の25% (10円未満端数切捨)</p>
汲取料（全世帯）	全額																			
水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	570円/月																			
その他の世帯	230円/月																			
下水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	650円/月																			
その他の世帯	260円/月																			
個別排水処理施設使用料	260円/月																			
除雪サービス事業	<p>該当なし</p> <p>社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が、「特別除雪サービス」として歳末見舞金の対象者で、除雪が困難な単身世帯の高齢者 80歳以上の高齢者のみの世帯又は単身の身体障害者とし、低所得者（生活保護世帯を除く）であるものを対象に、住宅前の通路等の生活道路の除雪を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障を来さないよう住宅前の通路等生活道路の除雪を行う。屋根の雪下ろしは屋根に20cm以上の積雪がある場合に行う。 ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯 	事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する。	新町において調整する。																

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 外出支援サービス ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> リフト付ワゴン車 ア.65歳以上の高齢者で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である者 イ.身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で通常の車両による移動が不可能である者 通常ワゴン車 ア.65歳以上ひとり暮らし又は65歳以上の高齢者世帯に属する者で、身体虚弱の理由により公共の交通機関での移動が困難な者 イ.身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行が困難で公共の交通機関での移動が困難な者 ・利用範囲 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅から十勝管内の医療機関等の通院、退院及び機能回復訓練。ただし、入院先から他の医療施設等への通院等は除く。 公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加 町又は帯広市への買い物等の社会参加 その他必要と認められる場合 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
外出支援サービス 事業 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数等 原則3回/月、かつ、5回/2ヵ月以内。 ただし、公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加する場合はその限りでない。 利用時間は、利用者間の調整を図りつつ必要に応じて可能な範囲で、月～金曜日に提供 			
訪問給食サービス 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 食の自立支援サービス ・対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の高齢者世帯に属する者 その他必要と認められる者 ・実施回数及び利用者負担 毎週月曜日から土曜日の昼食、夕食(8月13～15日及び1月1～3日を除く) 1食400円、遠距離配達加算料200円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 給食サービス ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯 ・実施回数及び利用者負担 宅配サービス 週4回を限度に夕食(1食400円) 昼食交流会 4～12月に月1回(1回400円) おせち料理 12月31日(年1回2,000円) 	<p>事業内容について、合併時までに調整する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、実施回数については、新町において調整する。なお、忠類村の昼食交流会は、生きがい活動支援通所事業として、合併時に再編し、おせち料理は、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
寝具乾燥サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団洗濯乾燥サービス ・概要 寝具類の洗濯（年1回）及び乾燥サービス（3カ月に1回）を実施する。 ・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計4枚までに限定している。 ・対象者 身体虚弱等の理由により布団乾燥が困難な者で、次のいずれかに該当する者 65歳以上の単身世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 その他必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団乾燥サービス ・概要 寝具類の乾燥サービスを年2回実施する。 ・利用者負担等 乾燥枚数に規定はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり5,000円を超えた分は利用者から実費を徴収している。 ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯 	事業内容について、合併時まで調整する。	幕別町の例により、合併時に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 徘徊高齢者が徘徊した場合に、人工衛星を利用した測位システムと携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊高齢者を介護する者が直接、電話等により所在を検索し、居場所の確認することができる携帯型の電波発信器を貸与する。 ・主な負担区分（税抜き額） 町負担 加入料： 5,000円 付属品： 2,000円 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 利用者負担 現場急行料： 10,000円/回 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。
緊急通報体制等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 緊急通報用電話機（電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。）を利用者の自宅に設置し、電話回線で東十勝消防事務組合幕別消防署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。（幕別消防署による24時間対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 緊急通報用電話機（電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。）を利用者の自宅に設置し、電話回線で南十勝消防事務組合忠類支署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。（忠類支署による24時間対応） 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
軽度生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 軽度生活支援員が自宅を訪問し、軽度な家事を援助する 掃除 洗濯 調理 外出時の援助 玄関前の簡易な除雪 その他在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし、要介護状態への進行を防止するために行う軽度な家事を援助 ・ 対象 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者で次のいずれかの者 要介護 / 要支援認定で非該当となったもので、日常生活に支障があるために、軽度かつ一時的に生活支援が必要な者 認定を受けていないが退院後まもない理由にて、居室の掃除等日常生活に支障があるために一時的な生活支援が必要と認める者 町長が、65歳未満であっても障害等を事由に日常生活に支障があると認める者 ・ 利用回数制限 2時間/週1回 ・ 利用者負担 75円/時間 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護（生活援助）事業</p>	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活管理指導員派遣事業	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	(削除)
生きがい活動支援通所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 生きがい活動通所事業 ・事業内容 65歳以上で居宅に閉じこもりがちな、要介護/要支援認定を受けていない者及び身体の虚弱等の者、又は町長が事業対象として特に認めた者を対象に、近隣の公共施設で参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進する。 ・開催日 陶芸教室 4回/月 いきいきエンジョイ教室 2回/月 ・利用者負担 無料(原材料等の実費は負担) ・運営方式 幕別町社会福祉協議会に委託 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「デイサービスセンター」による要介護認定者以外へのデイサービス事業</p>	合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
在宅高齢者等介護 手当支給事業	<p>・対象者 要介護4又は5と判定された者又はこれに相当すると認められる者を在宅において介護している介護者で、次のいずれにも該当している者</p> <p>ア.介護するに至った日から起算して1年間、介護保険法に規定する居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護にあたっては1年間のうち7日以内の利用）及び介護保険法に規定する施設サービスも利用がないこと。</p> <p>イ.介護するに至った日から起算して1年間、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給を受けていないこと。</p> <p>ウ.介護者の属する世帯の世帯主及び世帯員が、介護するに至った日から起算して1年を経過した日の属する年度（4～6月の場合は前年度）分の市町村民税が非課税であること。</p> <p>前記ア及びイに規定する1年間の算定について、要介護者の入院期間が連続3月未満は在宅扱いとし、3月以上の時は、入院期間の前後の在宅における介護期間を合算して算定する。</p> <p>・支給金額 要介護者一人につき 年額100,000円</p>	<p>・対象者 障害老人の日常生活自立度判定基準のランクB～Cに該当し、その状態が6ヵ月以上継続している者を介護している者 痴呆性老人の日常生活自立度判定基準のランク、及びMに該当する者を介護している者 難病患者を介護している者 身体障害者手帳1又は2級の交付を受けた者か又は、重度の知的障害と判定又は診断された者を介護している者 介護をする家族がなく、かつ、村長が特に認めた上記～に該当する本人いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。</p> <p>・支給金額 要介護者一人につき 月額10,000円</p>	<p>事業内容について、合併時までに調整する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
敬老事業(祝金等)	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月15日現在幕別町に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳以上の者 ・支給額 80歳以上90歳未満 15,000円 90歳以上 20,000円 	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている年齢75歳以上の者 ・支給額 2万円若しくは2万円相当の商品券等 <p>・名称 米寿祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている88歳(数え年)に到達する者。 ・支給額 5万円 	<p>敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。</p>	<p>敬老祝金については、次のとおり合併時に再編する。<u>ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により、敬老祝金等を段階的に調整し統一する。</u></p> <p><u>敬老祝金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 9月15日現在町内に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳の者 ・支給額 15,000円 <p><u>米寿祝金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 9月15日現在町内に1年以上在住し、数え年88歳の者 ・支給額 20,000円

区 分	現 況		調整の具体的内容									
	幕別町	忠類村	決定済	再提案								
敬老事業(祝金等) (つづき)				<u>忠類地区の敬老祝金</u> 敬老祝金								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>金額 15,000円 対象 75歳以上</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>金額 10,000円 対象 75歳以上</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>金額 5,000円 対象 75歳以上</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内 容	H18	金額 15,000円 対象 75歳以上	H19	金額 10,000円 対象 75歳以上	H20	金額 5,000円 対象 75歳以上
				年度	内 容							
				H18	金額 15,000円 対象 75歳以上							
				H19	金額 10,000円 対象 75歳以上							
H20	金額 5,000円 対象 75歳以上											
米寿祝金												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>金額 30,000円 対象 数え年88歳の者</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内 容	H18	金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者	H19	金額 30,000円 対象 数え年88歳の者						
年度	内 容											
H18	金額 40,000円 対象 大正7年9月2日から 大正8年12月31日まで に生まれた者											
H19	金額 30,000円 対象 数え年88歳の者											

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
敬老事業(祝金等) (つづき)	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 (町長交際費から支出) ・対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者 ・支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給 <p>【敬老会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 米寿者への記念品贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション ・対象者 9月15日現在幕別町に居住する者(年齢制限有り)(「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢(基準日9月15日)を上げている。) ・開催場所 札内スポーツセンター 	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金における特別祝金 ・対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者 ・支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 <p>【敬老会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・対象者 敬老会当日に忠類村に在住する者(年齢制限有り)(「平成18年度に対象者を75歳以上の者」になるよう、毎年1歳ずつ対象年齢(基準日12月31日)を上げている。) ・開催場所 忠類村コミュニティセンター 	<p>敬老会については、<u>地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時まで調整する。</u></p>	<p>長寿祝金については、<u>幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p> <p>敬老会については、<u>地域単位で開催することとし、事業内容については、幕別町の例を基準に、合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合する。</u></p> <p><u>平成18年度の忠類地区の対象者 平成18年中に満77歳到達者</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活管理指導短期 宿泊事業	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	(削除)
介護用品等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び支給額 町内販売店にて、月額一人当たり5,000円を限度に購入した介護用品代について、年2回の支払い時期に支給する。 ・対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー その他必要と認めるもの ・対象者 次のいずれかに該当する者（生活保護法など、他の制度により同様の給付を受けている者は除く） 要介護4又は5と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区分	現況		調整の具体的内容							
	幕別町	忠類村	決定済	再提案						
温泉敬老入浴事業	<p>該当なし</p> <p>老人福祉センターを利用した入浴サービス</p> <p>対象者 65歳以上の高齢者</p> <p>利用料 無料</p> <p>休館日 (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3)12月30日から1月6日まで</p> <p>利用時間 午前10時から午後6時まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名称 アルコ236敬老入浴事業 目的 村民の健康保持増進及び村民相互のふれあいと憩いの場として、ナウマン温泉アルコ236をを活用すべく、70歳以上の高齢者に敬老無料入浴券を給付する。 事業内容 村は、毎年4月1日から年度末までの間、敬老無料入浴券(40回分)を、希望する対象者に給付(年度内1回限り、再発行なし)する。 村は、毎月、利用済入浴券の枚数分(月締め)に伴う入浴料を、温泉経営者に支出している。 平成14年度実績 支出額 2,430,750円 給付者数 305人 延利用者数 6,945人 	<p>事業のあり方について、合併時までに調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、忠類地区の対象者に給付する無料入浴券の枚数を段階的に調整し、平成21年度から事業の趣旨を尊重し、新たな手法により実施する。</p> <p>忠類地区の無料入浴券給付枚数</p> <table> <tr> <td>平成18年度</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>10枚</td> </tr> </table>	平成18年度	30枚	平成19年度	20枚	平成20年度	10枚
平成18年度	30枚									
平成19年度	20枚									
平成20年度	10枚									
温泉入浴移送サービス	<p>該当なし</p> <p>老人福祉センターへの入浴移送サービス</p> <p>事業内容 福祉バスを利用し、月2回6路線で運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 村内の農村地区(市街地以外)に在住するおおむね65歳以上の者 事業内容 交通手段がないなどの理由により、温泉(アルコ236)の利用ができない者を対象に、村の福祉バスによる送迎を行う。 実施日 4月から12月上旬までの間の第2・4金曜日実施 	<p>事業のあり方について、合併時までに調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、温泉敬老入浴事業に合わせて、事業のあり方について、調整する。</p>						

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	(削除)
デイサービスセンター	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 デイサービスセンター ・営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・営業時間 8:45～17:15 (サービス提供は10:00～16:00) ・利用料 要介護認定者 ア.介護報酬の告示上の額 イ.食材料費の実費相当分(450円) 要介護認定者以外 950円/週1回 ・委託先 忠類村社会福祉協議会 	実施方法について、合併時まで調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
訪問介護事業所	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 訪問介護事業所 ・営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・営業時間 8:45～17:15 ・利用料 要介護認定者 介護報酬の告示上の額 要介護認定者以外 ア.30分以上1時間未満 170円 イ.1時間以上2時間未満 350円 	実施方法について、合併時まで調整する。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容																																														
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																													
生活支援ハウス運営事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者生活福祉センター ・利用料 居住部門利用者負担(月額) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象収入による階層区分</th> <th>利 用 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>1,200,000円以下</td><td>0円</td></tr> <tr><td>B</td><td>1,200,001円～1,300,000円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>C</td><td>1,300,001円～1,400,000円</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>D</td><td>1,400,001円～1,500,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>E</td><td>1,500,001円～1,600,000円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>F</td><td>1,600,001円～1,700,000円</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>G</td><td>1,700,001円～1,800,000円</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>H</td><td>1,800,001円～1,900,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>I</td><td>1,900,001円～2,000,000円</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>J</td><td>2,000,001円～2,100,000円</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>K</td><td>2,100,001円～2,200,000円</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>L</td><td>2,200,001円～2,300,000円</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>M</td><td>2,300,001円～2,400,000円</td><td>17,500円</td></tr> <tr><td>N</td><td>2,400,001円以上</td><td>19,000円</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 入居者の管理費等 ア. 単身者 10,000円 イ. 夫婦世帯 15,000円 ウ. 各居室の電気料 実費 入居者の給食利用料 350円/食(昼食のみ対応) 家族交流室使用料 該当なし 	対象収入による階層区分		利 用 負担額	A	1,200,000円以下	0円	B	1,200,001円～1,300,000円	1,000円	C	1,300,001円～1,400,000円	2,500円	D	1,400,001円～1,500,000円	4,000円	E	1,500,001円～1,600,000円	5,500円	F	1,600,001円～1,700,000円	7,000円	G	1,700,001円～1,800,000円	8,500円	H	1,800,001円～1,900,000円	10,000円	I	1,900,001円～2,000,000円	11,500円	J	2,000,001円～2,100,000円	13,000円	K	2,100,001円～2,200,000円	14,500円	L	2,200,001円～2,300,000円	16,000円	M	2,300,001円～2,400,000円	17,500円	N	2,400,001円以上	19,000円	施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
対象収入による階層区分		利 用 負担額																																															
A	1,200,000円以下	0円																																															
B	1,200,001円～1,300,000円	1,000円																																															
C	1,300,001円～1,400,000円	2,500円																																															
D	1,400,001円～1,500,000円	4,000円																																															
E	1,500,001円～1,600,000円	5,500円																																															
F	1,600,001円～1,700,000円	7,000円																																															
G	1,700,001円～1,800,000円	8,500円																																															
H	1,800,001円～1,900,000円	10,000円																																															
I	1,900,001円～2,000,000円	11,500円																																															
J	2,000,001円～2,100,000円	13,000円																																															
K	2,100,001円～2,200,000円	14,500円																																															
L	2,200,001円～2,300,000円	16,000円																																															
M	2,300,001円～2,400,000円	17,500円																																															
N	2,400,001円以上	19,000円																																															

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
生活支援ハウス運営事業（つづき）	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者 ・利用の解除基準 独立して生活することができなくなった者 自歩行及び自炊ができなくなった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有した者 重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不相当と認める者 ・夜間管理状況 住込みの管理人がいる。 		
在宅介護支援センター運営事業	<p>【基幹型支援センター】 保健福祉センター内に設置 国の補助基準上の「基幹型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人幕別真幸協会及び社会福祉法人幕別町社会福祉協議会の2カ所に委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 ふれあいセンター福寿内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 該当なし</p>	<p>基幹型支援センターについては、<u>合併時に統合する。</u> 地域型支援センターについては、<u>基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</u></p>	<p>基幹型支援センターについては、<u>幕別地域に1カ所設置する。</u> 地域型支援センターについては、<u>幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。</u></p>

「協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い
調整の内容	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p> <p>また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。</p>

(参考)

幕別町地域住民会議条例(案)

(設置)

第1条 地域住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、地域住民会議(以下「住民会議」という。)を置く。

(設置単位)

第2条 住民会議は、町の区域を分けた区域を単位として設置することができる。

(所掌事務)

第3条 住民会議は、当該区域に係る次に掲げる事項のうち、町長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長に意見を述べることができる。

町の施策及び予算に関すること。

町の各種計画に関すること。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条に規定する市町村建設計画の変更に関すること。

町と当該区域の住民又は団体との連携の強化に関すること。

その他町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 住民会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

行政区の長

公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者

識見を有する者

公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は公共的団体が推薦を取り消したときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第6条 住民会議に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第7条 住民会議は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

町長又は委員長が必要と認めるとき。

委員の4分の1以上の者から招集の請求があるとき。

- 2 委員長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮ってこれを定める。
- 4 会議は、公開とする。

(答申及び意見の尊重)

第9条 町長は、第3条に規定する住民会議の答申及び意見を尊重し、当該地域の振興に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 住民会議の委員の報酬及び費用弁償については、幕別町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第3号)の規定の例による。

(庶務)

第11条 住民会議の庶務は、本庁及び総合支所の企画又は地域振興担当部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公布の日 = 合併期日

住民自治充実のための取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

「協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	13 一部事務組合等の取扱い
調整の内容	<p>1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p> <p>2 南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加加入する。</p> <p>3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合	<p>【北海道市町村職員退職手当組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和32年1月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村 道内313の市町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理と、市町村職員の福祉の増進をはかり市町村の財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務 組合市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理 ・ 負担金額（平成15年度決算額） 幕別町 175,325千円 忠類村 40,410千円 		<p>北海道市町村職員退職手当組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【北海道市町村総合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 平成7年4月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村 道内315の市町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 組合構成団体の次項に掲げる事務の共同処理 ・ 処理事務 <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務 非常勤消防団員に係る償じゅつ金授与に係る事務 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基く非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定に基く非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務 <p>、 の事務のみ2町村とも共同処理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金額(平成15年度決算額) <ul style="list-style-type: none"> 幕別町 1,396千円 忠類村 237千円 		北海道市町村総合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【北海道市町村備荒資金組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和31年2月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村名 道内212市町村 ・ 設置目的 組合を組織する市町村の災害による減収の補てんに関する事務及び災害応急復旧事業の費用に充てるための積立金に関する事務を共同処理し、もって相互の福祉増進をはかり市町村の財政の安定と健全化に寄与すること。 ・ 処理事務 普通納付金の災害支消 災害対策資金(無利子)の貸付 短期資金貸付 車両譲渡事業 防災資機材譲渡事業 地域整備促進事業資金(地方債資金)貸付 		<p>北海道市町村備荒資金組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合（つづき）	<p>【北海道町村議会議員公務災害補償等組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和43年5月1日 ・ 事務所の所在地 札幌市中央区北4条西6丁目2番地 北海道自治会館内 ・ 構成市町村名 道内の305の町村及び一部事務組合等 ・ 設置目的 地方公務員災害補償法第7章の規定に基づき、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理し、もって町村議会議員の職責及び活動に対する福祉制度を行政的財政的両面から総合的に統一完備することによって、町村財政の安定と健全化をはかり、併せて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。 ・ 処理事務 組合町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理する。 ・ 負担金額（平成15年度決算額） 幕別町 87千円（3,450円×25人＝86,250円） 忠類村 35千円（3,450円×10人＝34,500円） 		北海道町村議会議員公務災害補償等組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。

区 分	現 況		調整の具体的内容																		
	幕別町	忠類村																			
一部事務組合(つづき)	<p>【十勝圏複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 平成元年11月24日 ・ 事務所の所在地 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所内 ・ 構成市町村 管内20市町村 ・ 設置目的 組合構成団体の次項に掲げる事務の共同処理 ・ 処理事務 十勝広域市町村圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理、運営に関する事務 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務 ・ 負担金額(平成15年度決算額) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広域事業分</th> <th>看護学院分</th> <th>研修センター-運営分</th> <th>研修センター-建設分</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別町</td> <td>2,673千円</td> <td>6,545千円</td> <td>1,464千円</td> <td>31,010千円</td> <td>41,692千円</td> </tr> <tr> <td>忠類村</td> <td>581千円</td> <td>1,200千円</td> <td>498千円</td> <td>730千円</td> <td>3,009千円</td> </tr> </tbody> </table>			広域事業分	看護学院分	研修センター-運営分	研修センター-建設分	合 計	幕別町	2,673千円	6,545千円	1,464千円	31,010千円	41,692千円	忠類村	581千円	1,200千円	498千円	730千円	3,009千円	<p>十勝圏複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>
	広域事業分	看護学院分	研修センター-運営分	研修センター-建設分	合 計																
幕別町	2,673千円	6,545千円	1,464千円	31,010千円	41,692千円																
忠類村	581千円	1,200千円	498千円	730千円	3,009千円																

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【十勝環境複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和59年4月1日 ・ 事務所の所在地 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所内 ・ 構成市町村 管内14市町村(帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・ 設置目的 組合を組織する市町村のごみ・し尿処理及び下水道施設の管理運営に係る共同事務を行い、財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務及び関係市町村 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (関係市町村：14市町村) ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 (関係市町村：帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、豊頃町) 十勝川流域下水道施設の管理運営に関する事務 (関係市町村：帯広市、音更町、芽室町、幕別町) ・ 負担金額(平成15年度決算額) 182,109千円 	<p>【南十勝3町村複合事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和44年2月4日 ・ 事務所の所在地 広尾郡大樹町字石坂543番地の1 ・ 構成市町村 管内3町村 (大樹町、広尾町、忠類村) ・ 設置目的 組合を組織する町村のごみ・し尿処理及び火葬場の管理運営に係る共同事務を行い、財政の安定と健全化に寄与することを目的とする。 ・ 処理事務及び関係町村 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 平成17年度から十勝環境複合事務組合に加入し、共同処理を行う予定。 ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 小動物焼却処理施設の設置及び管理に関する事務 (関係町村：大樹町、広尾町、忠類村) 火葬場の設置及び管理運営に関する事務 (関係町村：大樹町、忠類村) ・ 負担金額(平成15年度決算額) 45,781千円 	<p>南十勝3町村複合事務組合については、忠類村は合併の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加える。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容												
	幕別町	忠類村													
一部事務組合(つづき)		・財産 公共用財産 その他の施設 土地 46,001m ² 建物 4,191m ² (木造233m ² 、非木造3,958m ²) 物品 小型貨物自動車 3台 ダンプ 1台 タイヤショベル 1台 小型特殊自動車 1台 (フロンガス回収車) フォークリフト 1台 計 7台 地方債残高 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="1104 826 1722 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,119,173</td> <td>97,005</td> <td>1,216,178</td> </tr> <tr> <td>(うち忠類分)</td> <td>111,917</td> <td>9,700</td> <td>121,618</td> </tr> </tbody> </table>		元 金	利 子	合 計		1,119,173	97,005	1,216,178	(うち忠類分)	111,917	9,700	121,618	
	元 金	利 子	合 計												
	1,119,173	97,005	1,216,178												
(うち忠類分)	111,917	9,700	121,618												

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
一部事務組合(つづき)	<p>【東十勝消防事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和45年9月1日 ・ 事務所の所在地 中川郡幕別町錦町90番地 ・ 構成市町村 管内4町(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・ 派遣職員 消防本部消防長は幕別町から出向 本部職員5名は幕別消防署から出向 ・ 処理事務 消防に関する事務を共同処理する ・ 負担金額(平成15年度決算額) 477,394千円 ・ 財産(平成15年度末) 公有財産 土地 1,309㎡ 建物 11,362㎡(うち幕別分4,383㎡) (木造1,087㎡、非木造10,275㎡) 防火水槽 203基(うち幕別分54基) 物品〔()はうち幕別分〕 消防ポンプ自動車 29台(9台) 救急自動車 6台(2台) 小型動力ポンプ 14台(2台) 小型動力付ポンプ積載車 6台(1台) 小型動力ポンプ付水槽車 7台(2台) 救助工作車 2台(1台) 林野火災工作車 1台 	<p>【南十勝消防事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立年月日 昭和46年2月25日 ・ 事務所の所在地 広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地 ・ 構成市町村 管内5町村(広尾町、大樹町、忠類村、更別村、中札内村) ・ 派遣職員 消防本部消防長は広尾町から出向 本部職員5名は広尾消防署から出向 ・ 処理事務 消防に関する事務を共同処理する ・ 負担金額(平成15年度決算額) 173,950千円 ・ 財産(平成15年度末) 公有財産 土地 23,631㎡ 建物 7,837㎡(うち忠類分558㎡) (木造259㎡、非木造7,578㎡) 防火水槽 189基(うち忠類分18基) 物品〔()はうち忠類分〕 消防ポンプ自動車 22台(2台) 救急自動車 6台(1台) 小型動力ポンプ 3台 小型動力付ポンプ積載車 3台(2台) 小型動力ポンプ付水槽車 3台 救助工作車 1台 林野火災工作車 0台 	<p>南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。</p>

区 分	現 況				調整の具体的内容																									
	幕別町		忠類村																											
一部事務組合(つづき)	<p>指揮車・広報車・連絡車・その他 28台(8台) 地方債残高 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>838,638</td> <td>151,684</td> <td>990,322</td> </tr> <tr> <td>(うち幕別分)</td> <td>333,148</td> <td>92,047</td> <td>425,195</td> </tr> </tbody> </table>					元 金	利 子	合 計		838,638	151,684	990,322	(うち幕別分)	333,148	92,047	425,195	<p>指揮車・広報車・連絡車・その他 16台(1台) 地方債残高 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元 金</th> <th>利 子</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>932,293</td> <td>220,173</td> <td>1,152,466</td> </tr> <tr> <td>(うち忠類分)</td> <td>22,710</td> <td>1,411</td> <td>24,121</td> </tr> </tbody> </table>		元 金	利 子	合 計		932,293	220,173	1,152,466	(うち忠類分)	22,710	1,411	24,121	
	元 金	利 子	合 計																											
	838,638	151,684	990,322																											
(うち幕別分)	333,148	92,047	425,195																											
	元 金	利 子	合 計																											
	932,293	220,173	1,152,466																											
(うち忠類分)	22,710	1,411	24,121																											
機関の共同設置	<p>【東十勝介護認定審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 平成11年7月1日 ・事務所の所在地 中川郡幕別町新町122番地の1 幕別町保健福祉センター内 ・構成市町村 管内4町(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) ・設置目的 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務)を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査会委員の確保を容易にするとともに、審査判定業務の公平性と、事務処理の効率化を目的とする。 ・処理事務 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務) ・負担金額(平成15年度決算額) 4,103千円 				<p>【南十勝介護認定審査会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立年月日 平成11年7月1日 ・事務所の所在地 広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1 広尾町役場内 ・構成市町村 管内5町村(広尾町、大樹町、忠類村、更別村、中札内村) ・設置目的 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務)を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査会委員の確保を容易にするとともに、審査判定業務の公平性と、事務処理の効率化を目的とする。 ・処理事務 介護保険制度における審査及び判定等(審査判定業務) ・負担金額(平成15年度決算額) 2,095千円 	南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。																								

一部事務組合等の取扱いに関する法令

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第1項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場

合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 1 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合
 - 2 次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合
 - 3 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合
 - 5 前項第2号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。
 - 6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。
- 第9条の4 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

先進事例

はつかいちし 廿日市市(広島県)

- (1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。
- (2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。
- (3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務の委託をするものとする。

ふちゅうし 府中市(広島県)

- (1) 府中市と上下町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって上下町は脱退するものとします。
- (2) 上下町が加入している甲双衛生組合については、合併の前日をもって脱退するものとし、合併時に府中市が新たに加入するものとします。
- (3) 上下町が加入している広島県市町村公務災害補償組合及び広島県市町村退職手当組合については、合併の前日をもって脱退するものとします。

ひたちおおみやし 常陸大宮市(福島県)

- (1) 大宮地方広域組合で行っている消防業務、及び消防に関する財産(負債を含む。)については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、消防業務に係る職員の取扱いについては、新市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 山方町、美和村、緒川村、御前山村は、加入している大宮地方広域組合、茨城県市町村総合事務組合、及び茨城租税債権管理機構を合併の日の前日をもって脱退する。
- (3) 山方町、美和村、緒川村は、加入している大宮地方環境整備組合、茨城北農業共済事務組合を合併の日の前日をもって脱退する。
- (4) 御前山村は、加入している城北地方広域事務組合、水戸地方農業共済事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (5) 御前山村は、加入している水戸地方広域市町村圏事務組合、水戸地方広域市町村圏協議会を合併の日の前日をもって脱退する。
- (6)～(9) 略

せきし 関市(岐阜県 合併予定-平成17年2月7日)

- 1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入する。

「協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて」資料

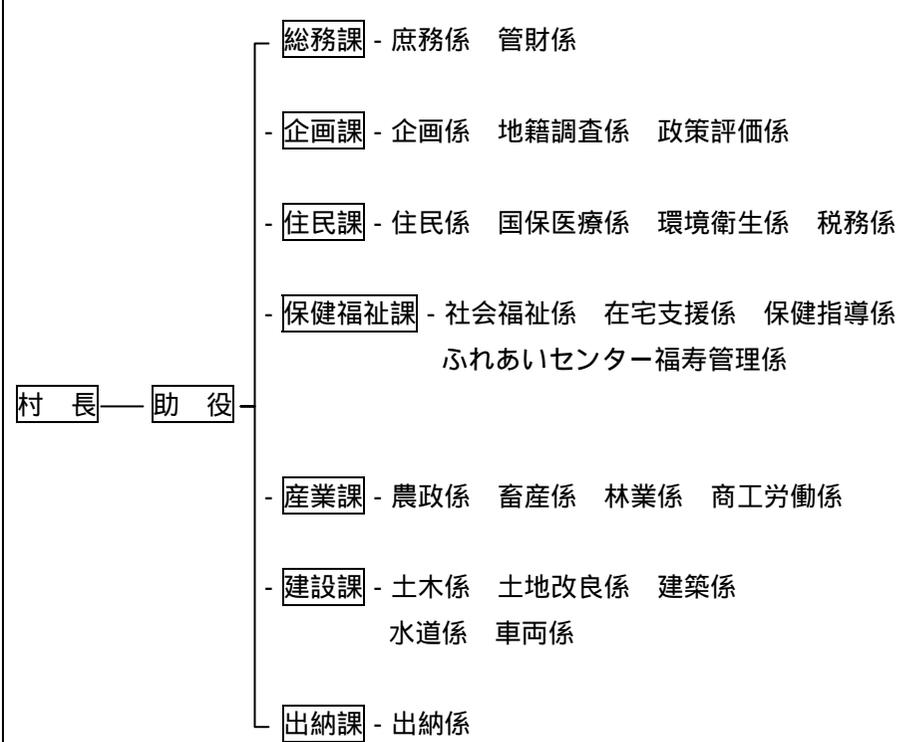
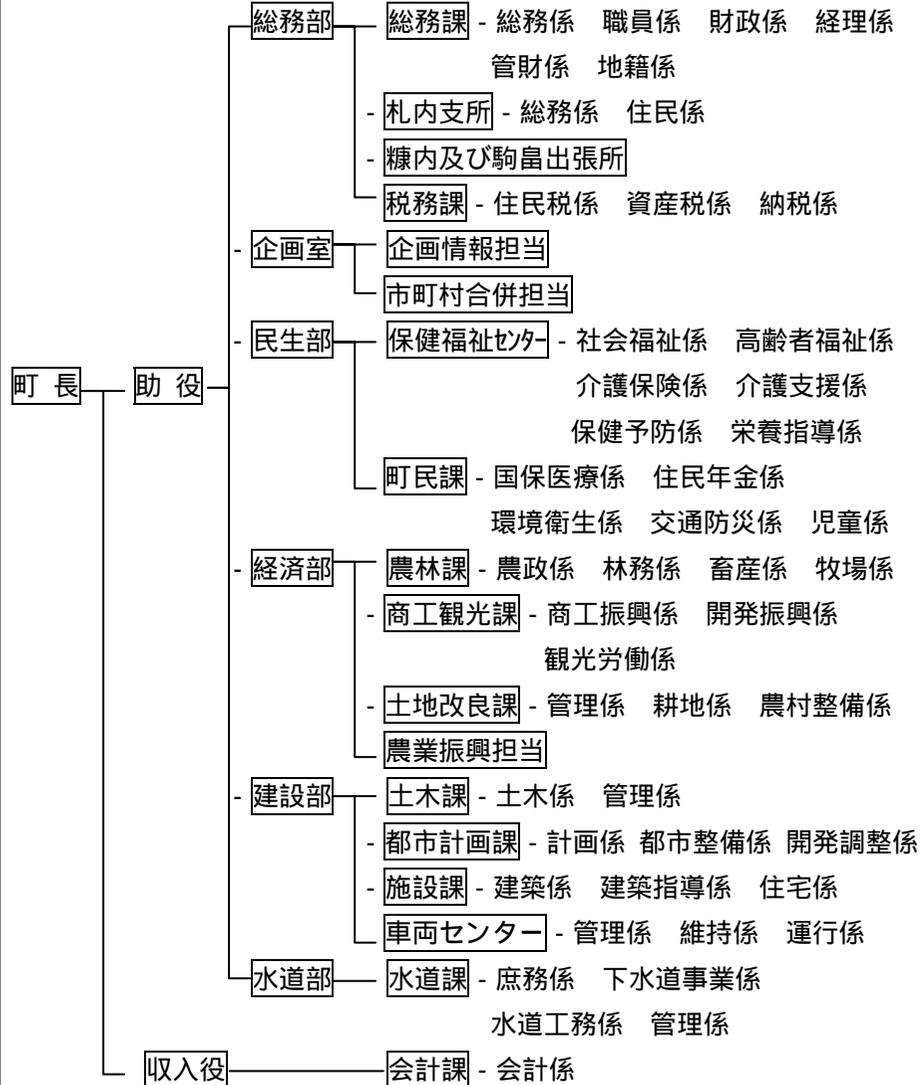
幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	15 事務組織及び機構の取扱い
調整の内容	<p>新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <p>1 総括方針</p> <p>新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構 住民の声を適正に反映することのできる組織機構 簡素で効果的な組織機構 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>2 個別整備方針</p> <p>新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。 総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。 幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。</p>

現 況

幕別町

忠類村

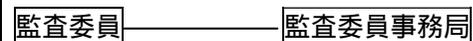
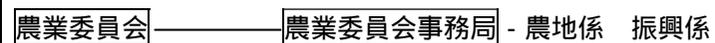
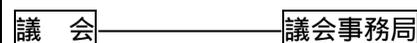
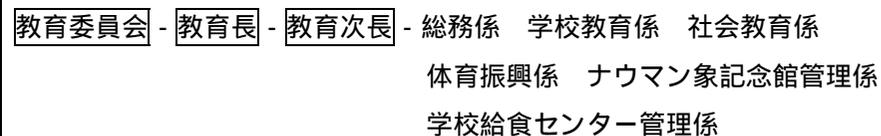
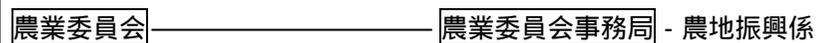
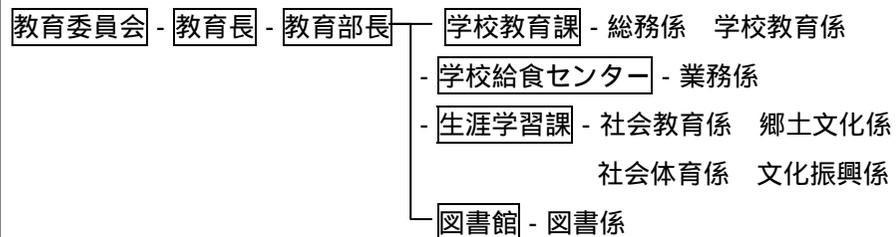


現

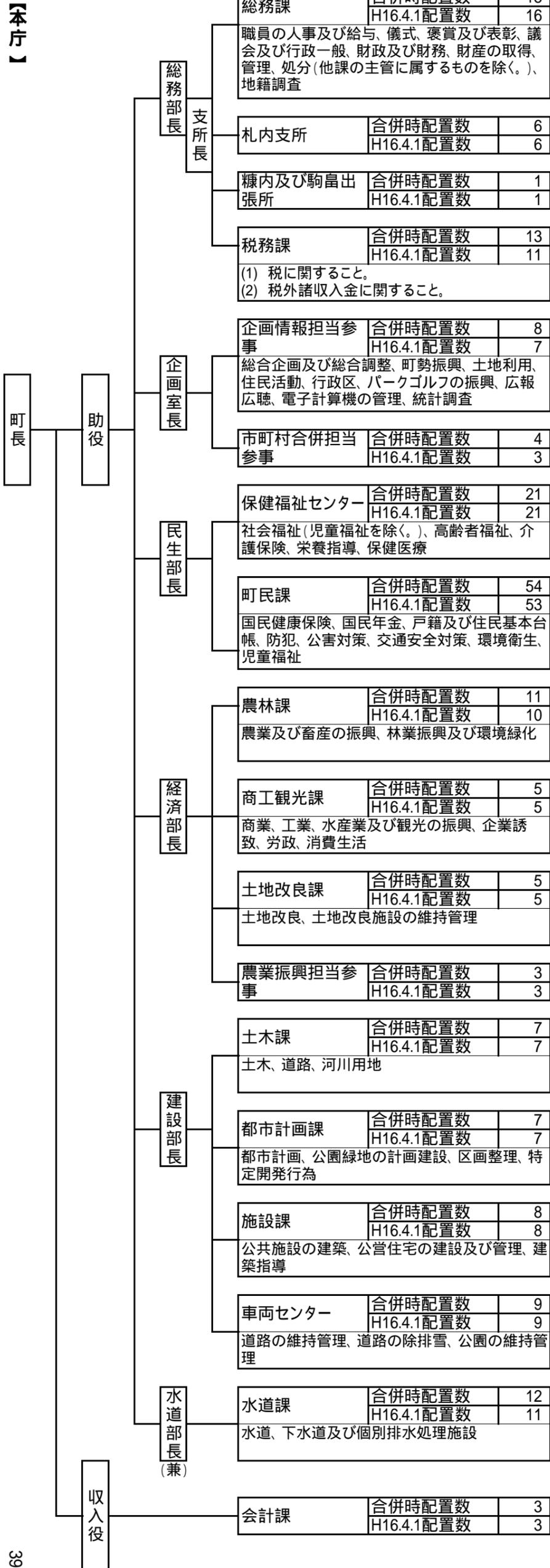
況

幕別町

忠類村



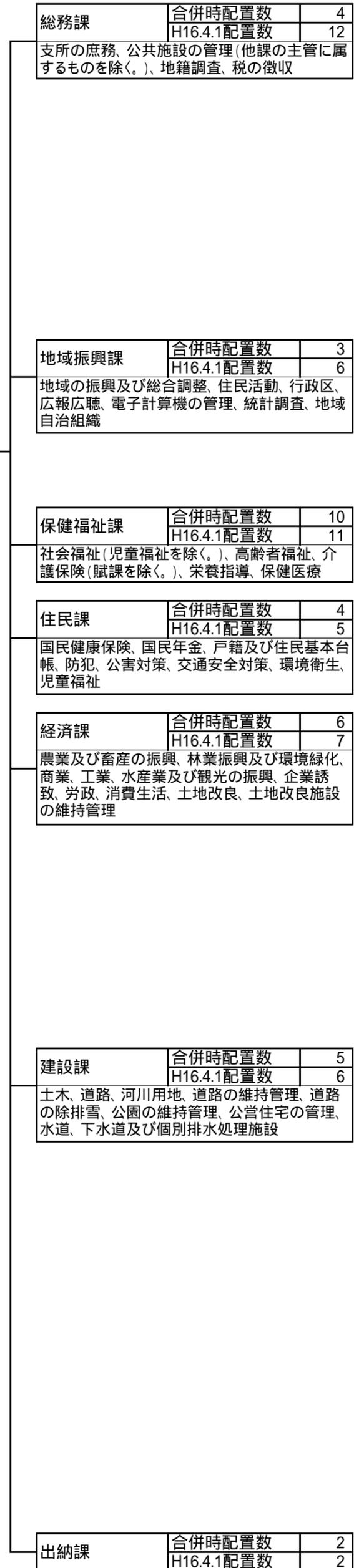
(参考) 事務組織機構のイメージ



【忠類総合支所】

総合支所長 (特別職)

副支所長 (部長職)



部ごとの計

総務	45
	48

企画

	16
	17

民生

	90
	91

経済

	31
	31

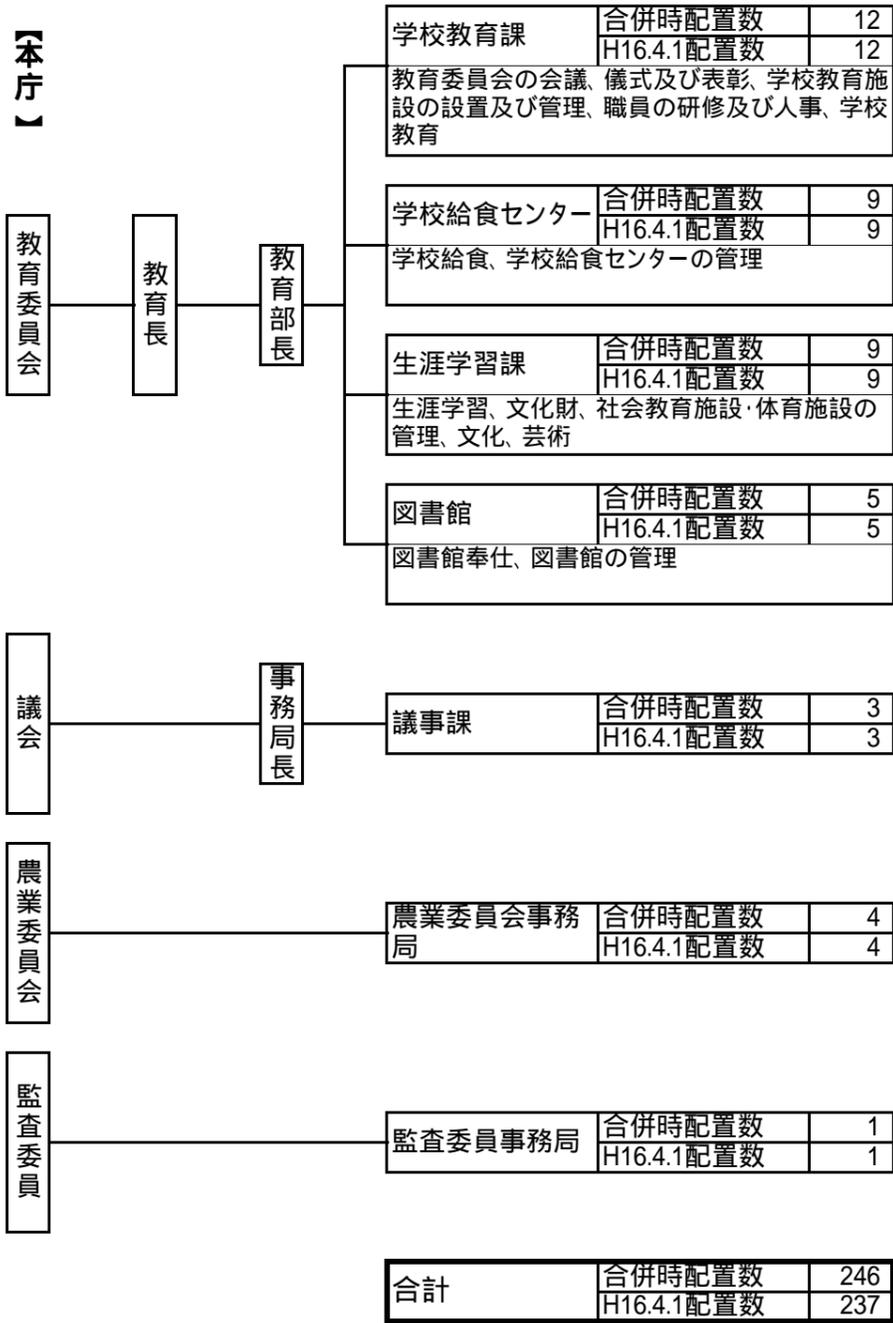
建設

	49
	49

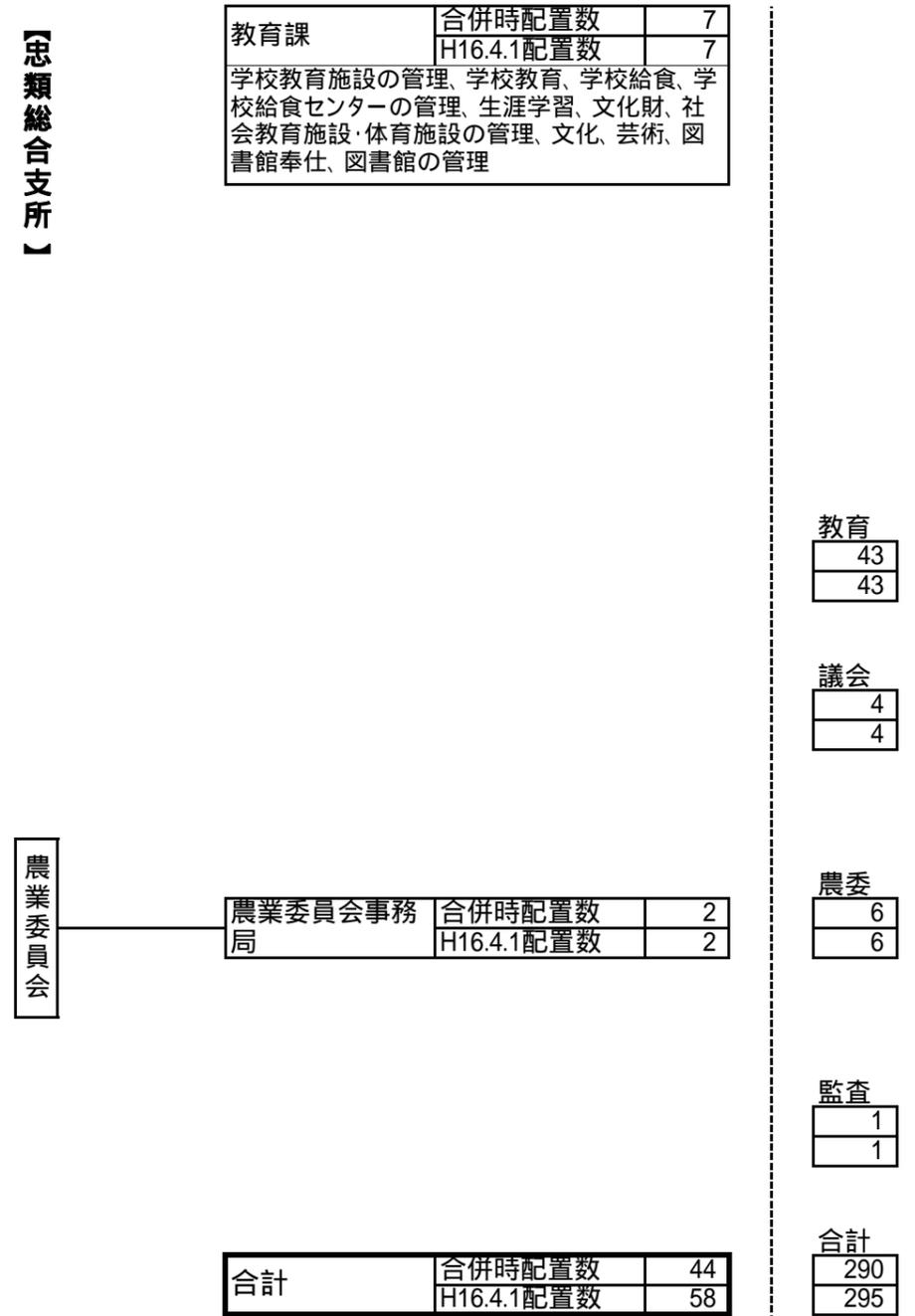
出納

	5
	5

【本庁】



【忠類総合支所】



教育	43
	43

議会	4
	4

農委	6
	6

監査	1
	1

合計	290
	295

290
295

先進事例

はつかいちし 廿日市市（広島県）

- (1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。
 - ア 住民サービスの低下を招かない組織機構
 - イ 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
 - ウ 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
 - エ 簡素で効率的な組織機構
 - オ 指揮命令系統が明確な組織機構
 - カ 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構
 - キ 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構
 - ク 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (2) 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。
- (3) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。
- (4) 行政委員会及び附属機関は、廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。
- (5) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実情に応じた調整を行う。

こうつし 江津市（島根県）

- (1) 新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき調整するものとする。
 - 市民の声を適切に反映することができる組織・機構
 - 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
 - 責任の所在が明確な組織・機構
 - 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
 - 簡素で効率的な組織・機構
 - 行政課題に即応できる組織・機構
 - 緊急時に即応できる組織・機構
- (2) 現在の桜江町役場は、支所とし、その組織については、次の「支所の整備方針」に基づき調整するものとする。
 - 現在の行政サービスを低下させない。
 - 地域経済を低下させない。
 - 地域コミュニティ活動の支援に配慮する。

あいづわかまつし
会津若松市（福島県）

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

ますだし
益田市（岐阜県）

(1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。

- 住民サービスの低下を招かない組織機構
- 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構
- 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- 簡素で効率的な組織機構
- 指揮命令系統が明確な組織機構
- 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構
- 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構
- 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構

(2) 美都地域、匹見地域を担当する非常勤の特別職を、それぞれの地域に次のとおり設置する。

設置期間 10年間

任期 2年（再任を妨げない。）

- 職務
- 市長に対し政策に関する助言を行なう。
 - 地域に関する政策に対し助言を行なう。
 - 市議会提案や重要施策の方針等、重要な案件に関して、市長、助役とともに協議する。
 - 予算編成方針策定に携わる。
 - 庁議に出席する。

(3) 現在の美都町役場及び匹見町役場は、総合支所とする。総合支所の業務は、地域振興、住民福祉、産業振興、公共施設等維持管理を基本とする。

(4) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。

(5) 行政委員会及び附属機関は、合併後に再編する。

(6) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、地域性に配慮するよう努める。

「協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	19 町・字名の区域及び名称等の取扱い						
調整の内容	1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。						
	2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。						
	現 行			合 併 後			備 考
	町村名	字の名称	地番	町村名	字の名称	地番	
	忠類村	字忠類	番地	幕別町	忠類栄町	番地	
					忠類幸町	番地	
					忠類本町	番地	
					忠類錦町	番地	
					忠類白銀町	番地	
	忠類村	字元忠類	番地	幕別町	忠類元忠類	番地	
					忠類幸町	100+ 番地	幸町区に属する区域(18筆)
					忠類本町	番地	本町区に属する区域(93筆)
	忠類村	字日和	番地	幕別町	忠類日和	番地	
	忠類村	字西当	番地	幕別町	忠類西当	番地	
	忠類村	字協徳	番地	幕別町	忠類協徳	番地	
	忠類村	字朝日	番地	幕別町	忠類朝日	番地	
	忠類村	字公親	番地	幕別町	忠類公親	番地	
	忠類村	字共栄	番地	幕別町	忠類共栄	番地	
	忠類村	字東宝	番地	幕別町	忠類東宝	番地	
	忠類村	字幌内	番地	幕別町	忠類幌内	番地	
忠類村	字明和	番地	幕別町	忠類明和	番地		
忠類村	字新生	番地	幕別町	忠類新生	番地		
忠類村	字中当	番地	幕別町	忠類中当	番地		
忠類村	字古里	番地	幕別町	忠類古里	番地		
忠類村	字晩成	番地	幕別町	忠類晩成	番地		

現		況	
幕別町		忠類村	
町数	29	町数	0
字数	23	字数	15
【町名】		【町名】	
(1)幸町 (2)本町 (3)錦町 (4)寿町 (5)宝町		なし	
(6)南町 (7)緑町 (8)新町 (9)旭町 (10)札内西町			
(11)札内桜町 (12)札内北町 (13)札内稔町 (14)札内東町			
(15)札内北栄町 (16)札内共栄町 (17)札内新北町 (18)札内豊町			
(19)札内暁町 (20)札内堤町 (21)札内桂町 (22)札内若草町			
(23)札内中央町 (24)札内青葉町 (25)札内文京町			
(26)札内あかしゃ町 (27)札内泉町 (28)札内春日町			
(29)札内みずほ町			
【字名】		【字名】	
(1)字豊岡 (2)字新和 (3)字猿別 (4)字軍岡		(1)字忠類 (2)字元忠類 (3)字日和 (4)字西当	
(5)字南勢 (6)字大豊 (7)字明野 (8)字新川		(5)字協徳 (6)字朝日 (7)字公親 (8)字共栄	
(9)字相川 (10)字五位 (11)字糠内 (12)字明倫		(9)字東宝 (10)字幌内 (11)字明和 (12)字新生	
(13)字美川 (14)字中里 (15)字駒島 (16)字弘和		(13)字中当 (14)字古里 (15)字晩成	
(17)字勢雄 (18)字栄 (19)字古舞 (20)字途別			
(21)字日新 (22)字依田 (23)字千住			

町・字名の区域及び名称等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

先進事例

ごのへまち 五戸町（青森県）

- (1) 五戸町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。
- (2) 倉石村の町・字の区域は、現行のとおりとし、名称については、大字石沢を大字倉石石沢、大字中市を大字倉石中市、大字又重を大字倉石又重とし、字以降は現行のとおりとする。

かごしまし 鹿児島市（鹿児島県）

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。
大字を町名とする。
大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
新たな町名とする。

函館市（北海道）

- (1) 函館市、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町の町字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町の区域内の町名については、4町村の意向を尊重する。

せきし 関市（岐阜県 合併予定 平成17年2月7日）

洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の町名・字名については、各町村の意向を尊重するものとする。ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

むつ市（青森県 合併予定 平成17年3月14日）

むつ市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。
川内町、大畑町、脇野沢村は、「町」の区域を設定（大字・小字の表記はしない。）する。
川内町、大畑町、脇野沢村は、旧町村名をそれぞれ「川内町」、「大畑町」、「脇野沢」と表記し、現行の町名、字名（大字）に冠する。
現行の大字名と、字名が重複する場合は、大字名を削除する。
川内町、大畑町、脇野沢村の町・字の区域については、従前のとおりとする。

おおだてし 大館市（秋田県 合併予定 平成17年6月20日）

- (1) 大館市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- (2) 比内町の区域内の町の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
- (3) 田代町の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。

「協議第40号 消防組織の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	21 消防組織の取扱い
調整の内容	<p>1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p> <p>2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p> <p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・幕別消防署（職員数25名） 消防課 庶務係・消防係・予防係・保安係 警防課 警防係・機械係・救急係 ・幕別消防署札内支署（17名） 消防係・予防係・保安係 警防係・機械係・救急係 ・幕別消防署糠内分遣所（1名、囑託2名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大樹消防署忠類支署（職員数12名） 庶務係・警防係・予防係 	<p>大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防団	<p>【幕別消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員130名 実員114名 1団1本部3分団 ・運営 幕別消防団規約による ・運営交付金 18,000円×実団員数 ・報償費 消防団員歳末警戒報償金 1,600円/人 連合演習報償金 本部10,000円 各分団15,000円 出初式報償金 本部10,000円 各分団20,000円 火災予防報償金 本部10,000円 各分団15,000円 ・行事 月例訓練 会議 火災予防運動(春・秋・歳末) 演習・出初式 教育訓練 活性化事業 慶弔 消防団健康診断 	<p>【忠類消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員40名 実員35名 1団 ・運営 忠類消防団共和会規約による ・運営交付金 基礎額 12,000円×実団員数 加算額 240,000円 ・報償費 該当なし ・行事 定例訓練 会議 火災予防運動(春・秋) 演習・出初式 教育訓練 活性化事業 慶弔 	<p>消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防団（つづき）	<p>【報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬額 団長 85,000円/年 副団長 64,000円/年 分団長 60,000円/年 副分団長 46,000円/年 部長 43,000円/年 班長 37,000円/年 団員 32,000円/年 ・支給時期 3月 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等出勤 4,800円/日 (1日 = 4時間) ・警戒出勤 3,600円/日 ・訓練出勤 3,600円/日 ・機関員 3,000円/月 ・暖房管理 30,000円/月 	<p>【報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬額 団長 85,000円/年 副団長 64,000円/年 分団長 60,000円/年 副分団長 46,000円/年 部長 43,000円/年 班長 37,000円/年 団員 30,000円/年 ・支給時期 年額の1/2を9月及び3月に支給 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等出勤 4,800円/回 (1回 = 4時間、4時間を越えるごとに同額を加算) ・警戒、訓練その他の出勤 3,700円/回 (1回 = 4時間、4時間を越える毎に5割を加算) 	<p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>

消防組織の取扱いに関する法令

○消防組織法(昭和22年法律第226号)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防団の組織は、市町村の規則で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

先進事例

はつかいちし 廿日市市(広島県)

- (1) 常備消防の取扱い
 - ア 佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。
 - イ 吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。
- (2) 消防団の取扱い
 - ア 消防団については、廿日市市の消防団に統合する。
 - イ 団員の報酬、費用弁償については、廿日市市の例に統一する。

たはらし 田原市(愛知県)

消防団は田原町に統合し、報酬及び費用弁償等については、田原町の制度に統一する。なお、分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において組織等検討委員会を設置して適正な組織体制について検討するものとする。

函館市(北海道)

- (1) 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の常備消防については、函館市東消防署の南茅部支署、戸井主張所、恵山主張所、椴法華出張所とする。
- (2) 消防団については、現行のとおりとし、連合消防団を組織する。

ひたちおおたし 常陸太田市(茨城県)

- (1) 新市の消防本部は、現在の常陸太田市消防本部に置くものとする。
- (2) 新市の消防署は、現在の常陸太田市消防署とし、中染分署は新市の消防署分署とする。
なお、新市建設計画に基づき、常備消防体制の強化充実に努めるものとする。
- (3) 金砂郷町・水府村・里美村の消防施設、設備については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 常陸太田市と金砂郷町、水府村及び里美村が締結している消防事務委託に関する協定は、合併時に消滅するものとする。
- (5) 消防団の取扱い
金砂郷町・水府町・里美村の消防団については、合併時に常陸太田市の消防団に統合する。
組織、階級については、団長1名とし、当分の間、旧4市町村にそれぞれ副団長、支団長、副支団長(階級は副団長)を置き、現在の管轄区域を統括する。
定員及び服制については、合併後に調整するものとする。
任用、報酬、費用弁償等については、合併時まで調整し、合併の翌年度から適用する。
- (6) 防災会議については、常陸太田市の組織を基本に調整し、新市において地域防災計画を策定する。
- (7) 水防協議会については、常陸太田市の組織を基本に調整し、新市において水防計画を策定する。
- (8) 防災行政無線については、新市において、速やかに調整を図るものとする。
- (9) 相互応援協定については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

石狩市(北海道 合併予定 - 平成17年10月1日合併予定)

- (1) 消防署については、合併時に石狩消防署に統合するものとし、厚田消防署及び浜益消防署については、支署とする。
- (2) 消防団については、新市において消防団組織の再編を含め調整し、石狩消防団の体制に合わせていくものとする。

「協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-9 環境衛生事業の取扱い
調整の内容	<p>1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。</p> <p>3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。</p> <p>5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
町村営墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 10カ所 ・管理方法 <ul style="list-style-type: none"> 個人の墓地～個人管理 墓地区域内の道路及び緑地等～町管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 1カ所 ・管理方法 <ul style="list-style-type: none"> 個人の墓地～個人管理 墓地区域内の道路及び緑地等～村管理 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 幕別町葬斎場 ・ 運営主体 幕別町 ・ 設置場所 幕別町 ・ 施設概要 火葬炉 3基（前室付） ・ 供用開始 昭和61年11月 	<p>該当なし</p> <p>南十勝3町村複合事務組合において実施</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集方式 ステーション方式 ・ 収集回数 可燃ごみ 週2回（農村部は週1回） 不燃ごみ 週1回（農村部は月2回） 大型ごみ 年4回 資源ごみ 週1回 ・ 収集体制 委託で対応（委託業者2社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集方式 ステーション方式（農村部は戸別収集） ・ 収集回数 可燃ごみ 週2回（農村部は4週に2回） 不燃ごみ 週2回（農村部は4週に1回） 粗大ごみ 週2回（農村部は4週に1回） 資源ごみ 週1回（農村部は4週に1回） ・ 収集体制 委託で対応（委託業者1社） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。</p>
ごみ分別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別区分 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害危険ごみ、資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌、その他の紙、その他のプラスチック） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別区分 燃えるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、その他のプラスチック、発泡スチロール） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容																														
	幕別町	忠類村																															
ごみ処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>可燃ごみ・不燃ごみ</td> <td>20 袋</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 袋</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40 袋</td> <td>120円</td> </tr> </table> 大型ごみ ごみ処理券(1枚100円)を貼る <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>10kgまで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30kgまで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50kgまで</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>100kgまで</td> <td>600円</td> </tr> </table> ・減免 該当なし 	可燃ごみ・不燃ごみ	20 袋	60円		30 袋	90円		40 袋	120円	10kgまで	100円	30kgまで	200円	50kgまで	400円	100kgまで	600円	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>可燃ごみ・不燃ごみ</td> <td>10 袋</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 袋</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 袋</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45 袋</td> <td>70円</td> </tr> </table> 大型ごみ 70円(45 袋を貼る) ・減免 <ol style="list-style-type: none"> (1)満2歳未満の新生児世帯において、可燃ごみ20 袋年間120枚分を免除 (2)在宅の寝たきり高齢者において、可燃ごみ30 袋年間80枚分を免除 	可燃ごみ・不燃ごみ	10 袋	20円		20 袋	30円		30 袋	50円		45 袋	70円	幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。	
可燃ごみ・不燃ごみ	20 袋	60円																															
	30 袋	90円																															
	40 袋	120円																															
10kgまで	100円																																
30kgまで	200円																																
50kgまで	400円																																
100kgまで	600円																																
可燃ごみ・不燃ごみ	10 袋	20円																															
	20 袋	30円																															
	30 袋	50円																															
	45 袋	70円																															
し尿収集	<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 随時 ・収集運搬料金 (消費税込み) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">下水道処理区域</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20 増毎</td> <td>84円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">下水道処理区域外</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,290円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>20 増毎</td> <td>86円</td> <td></td> </tr> </table> ・収集体制 許可業者で対応(許可業者2社) 	下水道処理区域				基本料金	300 未満	1,260円		超過料金	20 増毎	84円		下水道処理区域外				基本料金	300 未満	1,290円		超過料金	20 増毎	86円		<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数 年4回 ・収集運搬料金 (消費税込み) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基本料金</td> <td>300 未満</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1 につき</td> <td>4円50銭</td> </tr> </table> ・収集体制 許可業者で対応(許可業者1社) 	基本料金	300 未満	1,350円	超過料金	1 につき	4円50銭	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。
下水道処理区域																																	
基本料金	300 未満	1,260円																															
超過料金	20 増毎	84円																															
下水道処理区域外																																	
基本料金	300 未満	1,290円																															
超過料金	20 増毎	86円																															
基本料金	300 未満	1,350円																															
超過料金	1 につき	4円50銭																															

一般家庭におけるごみ処理手数料の管内市町村比較

< ごみ袋 1 枚当たりの料金 >

町村名	処理事務先	10	15	20	30	40	45
幕別町	十勝環境複合事務組合			60円	90円	120円	
忠類村	南十勝3町村複合事務組合	20円		30円	50円		70円
帯広市	十勝環境複合事務組合	30円		60円	90円	120円	
音更町			60円		90円		120円
芽室町			60円		90円		120円
中札内村		40円		80円	120円	160円	
更別村		40円		80円	120円	160円	
豊頃町							
大樹町	南十勝3町村複合事務組合	20円		30円	50円		70円
広尾町		20円		30円	50円		70円
土幌町	北十勝2町環境衛生処理組合						
上土幌町							
本別町	池北3町行政事務組合						
足寄町							
陸別町							
鹿追町	鹿追町	30円		60円	90円		120円
新得町	新得町	30円		60円	90円		120円
清水町	清水町	30円		60円	90円		120円
池田町	池田町						
浦幌町	浦幌町		20円		40円		60円

環境衛生事業の取扱いに関する法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2及び3 略

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2及び3 略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

先進事例

かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、新市において責任を持って、速やかに調整する。
- (2) 火葬業務については、各務原市の現行のとおりとする。

あいづわかまつし 会津若松市(福島県)

1. 分別方法は、合併時に会津若松市の制度に統一する。
2. 排出方法は、合併時に会津若松市の制度に統一することとし、集積所は現行のとおりとする。
3. 生ごみ処理機設置補助事業は、合併時に会津若松市の制度に統一する。
4. し尿処理事業は、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
5. その他のごみ、し尿収集運搬業務事業は、必要に応じて調整し、会津若松市の制度に統一するものとする。

みとし 水戸市(茨城県 合併予定-平成17年2月1日)

- 内原町のごみ処理事業は、一部事務組合に関わるものを除き、水戸市の制度に統一する。ただし、
- 収集及び運搬については、現行どおりとする。
 - 指定袋等については、現行どおりとする。
 - 集団資源ごみ回収の実施回数については、合併年度及びこれに続く3カ年度は現行どおりとする。

石狩市(北海道 合併予定-平成17年10月1日)

環境対策関係

環境保全、公害対策、畜犬登録等の環境対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

ごみ対策関係

資源物のリサイクル、ごみの減量化推進、廃棄物の不法投棄防止等のごみ対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 衛生団体連合会及び食品衛生協会への補助については、新市において調整するものとする。
- (2) 家庭系廃棄物のごみ収集については、現行のとおりとする。
- (3) ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年度の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。
- (4) し尿収集運搬手数料については、料金体系の統一について、北石狩衛生施設組合に対し、合併した年度の翌年度の再編を申し入れるものとする。
- (5) 廃棄物処理計画については、合併した年度の翌年度に再編するものとする。

「協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 13 その他福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。</p> <p>5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により合併時に再編する。</p> <p>6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。</p>

58

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
災害見舞金	<p>【災害見舞金】 自然災害・火災等により被害を受けた専ら住居に対して、見舞金を支給 全焼・全壊・流失・埋没 10万円 半焼・半壊・半流失・半埋没 5万円 床上浸水 3万円</p> <p>【災害弔慰金】 自然災害により被害を受けた住民に対し、災害弔慰金、災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。(国の制度に準じている。)</p>	<p>【災害見舞金】 自然災害・火災等により被害を受けた住居及び畜舎(倉庫など)に対して、見舞金を支給 全焼・全壊・流失・埋没 住宅5万円、畜舎等3万円 半焼・半壊・半流失・半埋没 住宅3万円、畜舎等2万円 床上浸水 住宅2万円</p> <p>【災害弔慰金】 自然災害により被害を受けた住民に対し、災害弔慰金、災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。(国の制度に準じている。)</p>	<p>災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
戦没者追悼式	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幾多の戦役において、国のために殉じた本町戦没者諸氏に対する追悼の誠を捧げ、平和への願いを新たにする。 ・開催日 毎年6月15日（ただし、6月15日が土曜日又は日曜日の時は、遺族会とも検討の上、直近の金曜日とする。） ・主催 幕別町 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 過ぎし幾多の戦役において、祖国の平和と繁栄を祈念しつつ尊い命を犠牲にされた本村戦没者諸氏に対する追悼の誠を捧げ、併せて遺族の安泰を祈願し、平和への願いを新たにする。 ・開催日 毎年8月20日 ・主催 忠類村 	幕別町の例により、合併時に統合する。
福祉バス	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 福祉バス2台により、社会福祉団体の利用に対し運行する。 ・対象 老人クラブ連合会、町内単位老人クラブ 身体障害者福祉協議会及び母子会 遺族会及び手をつなぐ親の会 社会福祉協議会 民生委員協議会及び保護司会 社会福祉団体及び社会奉仕団体 町及び町行政機関が主催する事業に参加する個人及び団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 福祉バス1台により、社会福祉団体等の利用に対し運行する。 ・対象 村の行う諸行事 議会が行う行事（議員活動） 忠類村特別職の職員の報酬及び費用弁償 条例に規定する委員会等の委員活動、研修、大会 団体の研修、大会等 老人クラブ、ナウマン大学、母子会、身体障害者分会、手をつなぐ親の会、遺族会、ゲートボール協会、社会福祉協議会、民生委員協議会、衛生協力会連合会、体育連盟、文化協会、スポーツ少年団、消防団 他 から 以外で村長が認めたもの 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
福祉バス (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方法 直営 ・バス使用料 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方法 直営、運転業務委託併用 ・バス使用料 無料 	
町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の位置 保健福祉センター内 ・役員 理事定数 15名 評議員定数 40名 監事定数 2名 ・職員 町派遣職員 2名 社協職員 10名 社協臨時職員 12名 ・事業内容 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 上記のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 共同募金事業への協力 福祉金庫（法外援護資金）の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の位置 ふれあいセンター福寿内 ・役員 理事定数 10名 評議員定数 21名 監事定数 2名 ・職員 村派遣職員 1名 社協職員 2名 社協準職員 4名 社協臨時職員 3名 ・事業内容 法人運営事業 共同募金配分金事業 企画・広報活動事業 在宅福祉活動事業 地域福祉活動事業 ボランティアセンター事業 委託事業 老人デイサービス事業 資金貸付事業 心配ごと相談所事業 その他、法人の目的のために必要な事業 	<p>社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。</p> <p>団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努める。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
町村社会福祉協議会 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業 <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援事業 高齢者訪問給食事業 外出支援事業 布団洗濯乾燥事業 軽度生活支援事業 生きがい活動支援事業 高齢者在宅介護支援事業 重度身体障害者デイサービス事業 福祉灯油 ・財務状況 (平成15年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> 資産の部 <ul style="list-style-type: none"> 流動資産 29,868,296円 固定資産 107,240,819円 計 137,109,115円 負債の部 <ul style="list-style-type: none"> 流動負債 10,333,098円 固定負債 3,508,320円 計 13,841,418円 差引純資産 123,267,697円 ・社会福祉基金への貸付 幕別町が幕別町社会福祉協議会の実施する福祉金庫会貸付業務を支援するために、その業務資金の一部を貸し付ける。(年度内に全額償還を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者在宅支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)給食サービス (2)訪問サービス (3)除雪サービス (4)布団乾燥サービス 高齢者生活福祉センター運営事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)老人デイサービス部門 (2)居住部門 ・財務状況 (平成15年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> 資産の部 <ul style="list-style-type: none"> 流動資産 13,356,864円 固定資産 42,697,689円 計 56,054,553円 負債の部 <ul style="list-style-type: none"> 流動負債 8,891,530円 固定負債 6,586,390円 計 15,477,920円 差引純資産 40,576,633円 ・社会福祉基金への貸付 該当なし 	

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
生活困窮世帯見舞品	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幕別町に居住する生活困窮世帯に対し、見舞品を支給し必要な援助指導を行う。 ・支給対象世帯の決定 支給対象世帯の決定は、幕別町民生委員児童委員協議会の意見を徴して町長が決定する。 ・見舞品の支給 年2回支給、1回につき2千円程度の見舞品を支給。 	該当なし	幕別町の例により、合併時に再編する。
遺児援護金給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 生計中心者を失った遺児に対し、援護金を給付する。 ・援護金の支給 援護金は、遺児を扶養する者で、現に幕別町に住所を有する者に支給する。ただし、扶養する者がいない場合は、その遺児に支給する。 ・援護金の額 年36,000円 	該当なし	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
温泉入浴割引事業	<p>該当なし</p> <p>十勝幕別温泉ホテル緑館における町民割引サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 町民が割引料金で入浴できることにより、国民宿舎幕別温泉ホテルで実施していた福祉施策の継続を図ることを目的とする。 ・事業内容 町内全世帯に割引カードを交付し、町民はこのカードを提示することにより、大人800円（小人300円）のところ大人500円（小人200円）で入浴できる。町の支出はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 アルコ236村民割引入浴事業 ・目的 村民の健康保持増進及び村民相互のふれあいと憩いの場として、ナウマン温泉アルコ236を利活用すべく、70歳以上の高齢者、乳幼児を除いた村民全員に入浴割引券を給付する。 ・事業内容 村は、毎年4月1日から年度末までの間、温泉入浴割引券（50回分）を、希望する村民に対して給付（年度内1回限り、再発行なし）する。村民は、入浴1回につき1枚の割引券が利用でき、入浴料から100円の割引きとなる。村は、毎月、利用済み割引券の枚数分（月締め）に伴う入浴料を、温泉経営者に支出している。 	<p>合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。</p>

その他福祉事業の取扱いに関する法令

社会福祉法（昭和26年法律第67号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

先進事例

ふくやまし 福山市(広島県)

各種福祉制度の取扱い

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。

福山市社会福祉協議会と新市町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

たはらし 田原市(愛知県)

その他の福祉事業

その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。

社会福祉協議会

社会福祉協議会については、田原町の社会福祉協議会に統合できるよう調整に努める。

なかし 那珂市(茨城県 合併予定 平成17年1月21日)

その他の福祉事業

- (1) 外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業は、那珂町の制度に統一する。また、罹災見舞金は、瓜連町の制度に統一する。
- (2) 福祉バス運営は、那珂町の制度に統一する。コースについては、合併時までに調整するものとする。
- (3) 瓜連町の人生功労章贈呈事業は、合併時に廃止する。

ふじおかし 藤岡市(群馬県 合併予定 - 平成18年1月1日)

その他福祉制度の取扱い

略

生活保護関係の取扱いについては、国の制度に基づき実施するものとし、実施方法等については藤岡市の制度にならい施行する。

災害弔慰金及び災害援護資金貸付については、合併時に藤岡市の制度に統合する。また、罹災見舞金については、合併時に再編するものとする。

戦没者追悼式及び社会福祉大会については、従来からの経緯等に配慮しつつ、実施方法等を検討し、新市において再編する。

男女共同参画関係の取扱いについては、合併後に藤岡市の例にならい統合し、男女共同参画社会の実現を図るため事業の推進に努める。

略

「協議第43号 其他事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-23 その他事業の取扱い
調整の内容	<p>1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。</p> <p>2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。</p> <p>5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

67

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
行政改革及び行政評価	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱 第2次行政改革大綱（平成8年3月） 行政評価 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱 該当なし 行政評価 平成14年度から実施 	新町において速やかに取り組むものとする。
投票区	町内投票区 22カ所	村内投票区 1カ所	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
地籍調査	<ul style="list-style-type: none"> 着手年度 平成16年度 面積 340.46km² 調査計画面積 333.71km² 調査済面積 0.00km² 進捗率 0.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 着手年度 平成4年度 面積 137.54km² 調査計画面積 105.02km² 調査済面積 83.31km² 進捗率 79.3% 平成17年度終了予定 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
指定金融機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 北洋銀行幕別支店 ・ 収納代理金融機関 みずほ銀行、北海道銀行、北陸銀行、札幌銀行、北見信用金庫、帯広信用金庫、釧路信用金庫、網走信用金庫、北海道労働金庫、十勝信用組合、幕別町農業協同組合、札内農業協同組合、大正農業協同組合、豊頃農業協同組合、日本郵政公社小樽貯金事務センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納事務取扱金融機関 帯広信用金庫、忠類村農業協同組合、日本郵政公社小樽貯金事務センター 	幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 第4期幕別町総合計画 ・ 策定年月 平成13年3月 ・ 計画期間 基本構想・基本計画 平成13年度～平成22年度 ・ テーマ めぐみ野に 人が輝き 笑顔ふれあうまち まくべつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 第4期忠類村総合計画 ・ 策定年月 平成13年3月 ・ 計画期間 基本構想・基本計画 平成13年度～平成22年度 ・ テーマ 大地に愛され緑輝くやすらぎのふるさと 	新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

その他事業の取扱いに関する法令

【投票区】

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(投票区)

第17条 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

【指定金融機関等】

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(指定金融機関等)

第168条 都道府県は、地方自治法第235条第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関(日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ。)を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

- 2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。
- 7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(指定金融機関の責務)

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

- 2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

(指定金融機関等における公金の取扱い)

第168条の3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を収入役の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

【総合計画】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

及び 略

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

先進事例

あいづわかまつし 会津若松市(福島県)

- 1 総合計画は、新市において、新たに計画を策定する。なお、新市において計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
 - 2 男女共同参画事業、競争入札の指名参加願い及び資格審査、入札・契約事務、入札の公表、行財政改革、情報公開制度、個人情報保護制度、指定金融機関、新年市民交歓会は、合併時に会津若松市の制度に統一する。ただし、北会津地域における建設工事に関する入札制度は、合併年度及び合併翌年度に限り、現行のとおりとする。
- 3～7 略

かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

その他(指定金融機関等)

指定金融機関については、各務原市の現行のとおりとする。また、収納代理金融機関については、各市町の現行の金融機関を新市に引き継ぐ。

ごうつし 江津市(島根県)

選挙事務の取扱い

江津市の例によることを基本とするが、それぞれの市町の実情により調整の難しい事項については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

- (1) 略
- (2) 投票所については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 略

石狩市(北海道 合併予定-平成17年10月1日)

契約・出納関係

入札指名事務、契約事務、現金の出納保管、決算の調製等の契約・出納関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、厚田村及び浜益村の収納事務取扱金融機関については、新市の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。